

平成 26 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 各論

Ⅱ - 6. 公益財団法人千葉市みどりの協会及び公園管理課に係る外部監査の結果

2. 業務委託、指定管理業務及び管理許可業務について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 指定管理業務について</p> <p>エ. 公園管理課が本来負担すべき資本的支出について【公園管理課】（報告書 P189）</p> <p>上記のア. からウ. までにおいて指摘した改修工事の対象は、地方自治法における公有財産で、公の施設として管理されている財産である。財産管理の基本は、台帳管理と現場における物理的な機能管理である。前者は、公園管理課が地方自治法や公有財産規則等の規定に基づく公有財産台帳（土地台帳、建物台帳及び工作物台帳等）及び物品台帳による管理を行うことであり、一方、後者は、公有財産等が設置されている現場において現物の機能管理等を実際に行うことである。公の施設に係る指定管理者制度導入施設の場合は、後者は指定管理者が基本的には実施しているが、前者である台帳管理は指定管理者制度導入施設であっても、所管課である公園管理課が実施しなければならない（公有財産規則第 36 条：所管課長が公有財産台帳副本の管理者である。）。</p> <p>今回の外部監査で判明した次の資産は、公園管理課においてそもそも台帳管理が誤って行われており、またその誤りに気付かずに、当初建設された当時のままの台帳搭載内容で毎年度決算を迎えていたことから、みどりの協会が取替工事等を行っても、自らが管理する公有財産台帳における廃棄処分等がなされていなかったものである。</p>	<p>みどりの協会が設置した構築物については、みどりの協会の解散に伴い、市に寄付されたことから、工作物台帳に区分登載した。</p>

【花の美術館 公有資産台帳 未反映】

(単位：千円)

資産種類	資産名	取得価格	減価償却額	減価償却累計額	期末残高
構築物	トレリス	8,786	1,699	1,991	6,795
構築物	冷却塔	18,239	202	202	18,036
構築物	脇庭トレリス	2,690	45	45	2,645

特に、冷却塔は花の美術館の建物の外に独立して建設されていた建設当時のものが老朽化したことに伴い、指定管理者であるみどりの協会が公園管理課に対して更新工事を依頼していたもので、毎年度予算化されなかった案件である。公園管理課はみどりの協会による取替工事が実施された後も、当該工事を単なる機能維持の修繕工事であると誤って認識しており、外部監査の過程でも当該認識の誤りを指摘したが、結局適正な認識に至らなかったものである。

そもそも、単なる修繕工事とは、建物や工作物の当初の機能を維持するための定期的な修繕であり、官庁会計では需用費の修繕料かまたは工事請負費の補修工事費かのいずれかで実施される修繕工事である。他方、資本的支出とは、一般的に改修工事や改築工事等という名称で官庁会計では使用されている工事で、当該建物や工作物等の機能のレベルアップを施すものか、耐用年数を延長させるほどに大きな工事をいい、建物等の一部をそっくり取り替えるような工事であれば、議論の余地なく資本的支出であると判断されるものである。

これらの工事が、仮に、公園管理課の主張する単なる修繕工事であるとした場合、修繕の対象である財産は既に取り払われている状態であることから、何に対する修繕であるか全く認識できないことになり、論理的に誤った主張であることは明白である。

公園管理課が管理する、花の美術館に関する公有財産台帳では、花の美術館の工事価格が全体として建物台帳にあたかも 1 つの財産のごと

く登載されている。

その中の一部として誤って把握されている冷却塔は、建物の要件の一つである屋根、柱及び壁により閉ざされた空間を有する建築物ではなく、土地に直接付着して人工的に構築され、その土地に定着した状態で一定の目的に継続的に使用される物体であり、建物以外のものであるため、工作物として把握されるものである。

したがって、本来であれば、今回指摘の対象となった冷却塔は、工作物台帳に区分登載すべき財産である点で、誤った台帳管理であったと言える。更に、結局みどりの協会が工事により旧冷却塔を取り払っているため、公園管理課が台帳管理していることとなっている旧冷却塔を廃棄処分する必要がある。所管課が建物その他の工作物を取り壊そうとする場合、資産経営部長に合議しなければならない（公有財産規則第 33 条）。実際にみどりの協会による取壊し工事を公園管理課として認めているにも拘らず、資産経営部長への合議を行っていない。また、取壊しの際には台帳価格から取払部分の台帳価格等を控除し、これに改築費を加算しなければならないが（同規則第 37 条第 2 項第 4 号）、当該手続きの必要性さえ認識していない状況である。

昨今の新公会計制度の進展や公的部門におけるファシリティ・マネジメント等の導入が進んでいる中で、千葉市も先駆的な取り組みを見せている。しかし、現場における財産管理の認識の一部に、地方自治法の財産管理に関する基礎的な認識の欠如とも受け取られかねない実務（不作為）があったことに驚きを禁じ得ない。

公園管理課は地方自治法に基づく財産管理の基本である台帳管理と現場における機能管理等の重要性を十分に認識し、今回の取替え工事等の結果として本来実施しなければならなかった公有財産規則に基づく廃棄手続等を適正に実施されたい。そうでなければ市民から負託された行政責任の一環として、財産管理に関する説明責任が果たされなくなるからである。